

食品ロス削減サポーター実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飲食店や宿泊施設等から排出される食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されているもの）を削減するため、宴会時に食べきり等を促進するための取り組みを実施している企業及び団体等を「食品ロス削減サポーター」（以下「サポーター」という。）として登録するとともに、その活動を通して食品ロス削減に寄与し、その活動状況を広く市民等へ紹介することにより、持続可能な循環型社会の形成を図ることを目的とする。

(対象団体及び企業等)

第2条 サポーターに登録できるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 北九州市内に事務所等が所在する企業及び団体等（以下、「団体等」という。）であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものでないこと。

(登録要件)

第3条 北九州市は、次の各号のいずれかの取組項目を、1つ以上実践する団体等をサポーターとして登録する。

- (1) 注文量の調整
予約・注文時に食べ切ることができる量を注文する。
例：コース内容の変更等
- (2) 食べ切りの声かけ活動
幹事等から食べ切りの声かけの実践。
例：食べ切りの呼びかけ、料理のシェアの提案等
- (3) シェア等による食べ切りの工夫
テーブル内・間で料理をシェアする。
- (4) 食事を楽しむ時間の確保
宴会開始後30分、終了前10分など、食事を楽しむ時間をつくる。
- (5) 啓発活動の実施
宴会時以外での、情報掲示等による食品ロス削減に向けた啓発活動の実施。
- (6) 独自の取組み
上記以外の、食品ロス削減につながる独自の工夫。

(取組内容)

第4条 サポーターは、前条で選択した取組みを積極的に実践し、食品ロスの削減に努めるものとする。

2 サポーター代表者等は、団体等の構成員へ取組内容について、積極的にPRし、周知に努めるものとする。

(サポーターの登録、廃止、変更及び登録の取消し)

第5条 サポーターへの登録を希望する団体等の代表者は、「食品ロス削減サポーター」登録申込書(第1号様式)(以下「申込書」という。)を、北九州市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。

- 2 市長は、団体等から提出された申込書の内容を確認し、登録要件を満たしていると認められる場合は、登録を行うものとする。
- 3 サポーターは、この要綱に掲げる要件を満たさなくなった場合又は登録抹消を希望する場合は、「食品ロス削減サポーター」登録廃止届(第2号様式)を速やかに市長に届け出るものとする。
- 4 サポーターは、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、「食品ロス削減サポーター」登録内容変更届(第3号様式)を速やかに市長に届け出るものとする。
- 5 市長は、サポーターがこの要綱に掲げる要件のいずれかを欠くことが判明した場合又は信用を失墜する行為を行うなどサポーターとして適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

(食品ロス削減サポーター登録企業・団体等の紹介)

第6条 北九州市は、サポーターの取組内容等について、報告を受け、北九州市のホームページ等に掲載し紹介するものとするものとする。

- 2 申込者は北九州市に登録申込書を提出した時点で、登録情報を紹介することに承諾したものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。